

行政講話

警察庁生活安全局保安課 山田好孝 課長

依存防止対策を最優先課題で

全日本遊技事業協同組合連合会 全国理事会における講話 2018年1月19日 第一ホテル東京

1月19日に開催された全日遊連の全国理事会で警察庁生活安全局保安課の山田好孝課長が行政講話を行った。「依存対策」を最優先で取り組むよう求めたほか、射幸性の抑制や不正遊技機の絶無、広告・宣伝等の健全化の徹底など、業界健全化に向けた取り組みを要請した。

ばちんこ業界の積極におかれましては、東日本大震災発生以来、継続して取り組まれている復興ボランティア活動のほか平成28年4月に発生した熊本地震においても、積極的に被災地支援に取り組まれたものと承知しています。加えて、社会福祉への支援、低炭素社会実行計画に基づく節電・省エネルギー対策等の社会貢献活動にも積極的取り組みを、結果として成果を上げているものと認識しており、これらの取組に対して、改めて敬意を表する次第であります。

また、ばちんここの遊技人口が減少傾向にある中、業界全体の取組として、遊技機の不正改造防止対策、射幸性を抑えた遊技機の設置等、遊技客が安心して遊技そのものの面白さを楽しんでもらうための努力が続けられていると承知しています。しかし、依然として、ばちんこへの依存問題のほか、遊技機の不正改造、賞品買取事犯、違法な広告宣伝・賞品提供等が後を絶たず、健全化を阻害する要因がまだ多く存在するということも事実であります。特にばちんこへの依存問題については、国会や報道等においても大きく取り上げられるなど、的確な対応を迅速に進める必要があります。

貴連合会を始め、業界の皆様におかれましては、業界が置かれている厳しい現状について危機意識を共有していただき、適切かつ着実に取組を進めていただきたいと思っております。 さて、本日はお時間をいただきましたので、年頭に当たりまして何点かお話をさせていただきます。 依存防止対策について

ばちんこへの依存問題については、平成28年12月に成立したいわゆるIR推進法の審議において重大な問題として指摘されたほか、同法の附帯決議において、「カジノにとどまらず他のギャンブル遊技等に起因する依存症を含め、ギャンブル等依存症対策に関する国の取組を抜本的に強化するため」、「関係省庁が十分連携して包括的な取組を構築し、強化すること」がなされるなど、ばちんこを含めたギャンブル等依存症への対策の強化が求められました。 こうした動きを受けて、平成28年12月に開催されたギャンブル等依存症対策推進関係閣僚会議においては、「幅広くギャンブル等依存症全般について、政府一体となって包括的な対策を推進する」とされ、昨年3月、同会議において、「ギャンブル等依存症対策の強化に関する論点整理が決定されました。」

また、現在業界において、ばちんこへの依存防止に資する各種取組が進められていますが、今回の改正で営業所の管理者の業務に依存防止対策が追加されることにより、営業所で行われている各種の自主的な取組が管理者の業務として位置付けられることとなります。 営業所の管理者の皆様においては、

●ばちんこへの依存問題の電話相談機関であるリカバリサポート・ネットワークの営業所内外における周知 ●本人・家族申告によるアクセス制限の仕組みである、自己申告・家族申告プログラム等の導入 ●過度な遊技を行わないよう客に対する注意喚起の実施 ●18歳未満の者の営業所立入禁止の徹底 等のばちんこへの依存防止対策が各営業所において確実に実施されるようお願いいたします。 論点整理では、風営法施行規則等の改正に関するもの以外にも、また今述べた、今回の改正で管理者の業務に追加される依存防止対策にも関連する、

今回の規則改正により、改正規則が施行される本年9月1日以降は改正規則に適合しない遊技機は設置することができなくなりました。また、改正規則に規定される経過措置により、改正規則の施行後であっても、現行基準による認定を受けた遊技機又は検定を受けた型式に属する遊技機については、当該遊技機の認定又は検定の有効期間が満了するまでは、引き続き、営業所への設置が認められます。改正規則の施行日が間近に迫っていますので、規則改正に伴って、必要となる遊技機の入替等を適切に行っていたかどうか、お問い合わせいたします。

また、現在業界において、ばちんこへの依存防止に資する各種取組が進められていますが、今回の改正で営業所の管理者の業務に依存防止対策が追加されることにより、営業所で行われている各種の自主的な取組が管理者の業務として位置付けられることとなります。 営業所の管理者の皆様においては、

●ばちんこへの依存問題の電話相談機関であるリカバリサポート・ネットワークの営業所内外における周知 ●本人・家族申告によるアクセス制限の仕組みである、自己申告・家族申告プログラム等の導入 ●過度な遊技を行わないよう客に対する注意喚起の実施 ●18歳未満の者の営業所立入禁止の徹底 等のばちんこへの依存防止対策が各営業所において確実に実施されるようお願いいたします。 論点整理では、風営法施行規則等の改正に関するもの以外にも、また今述べた、今回の改正で管理者の業務に追加される依存防止対策にも関連する、

また、ばちんこ営業所における更なる依存症対策については、貴連合会が中心となって、ばちんこへの依存防止対策の専門員として、「安心パチンコ・パチスロアドバイザー」を営業所に配置するため、昨年4月から講習会を開催するなど準備を進め、講習修了者は16000人に達し、昨年12月から正式に運用を開始したと承知しています。 さらに、「本人・家族申告によるアクセス制限の仕組みの拡充」普及については、自己申告プログラムにおいて、これまで遊技使用上限金額のみであった申告対象に遊技時間や遊技回数を追加することにも、本人の同意がある場合には家族からの申告を受け付けることとするなど、昨年12月から新たな自己申告・家族申告プログラムの運用を開始されたこと承知しています。

このように、ばちんこ業界において、ばちんこへの依存防止対策に積極的に取り組んでいただいております。私も、少しでも大変心強く感じております。他方、論点整理に掲げられた課題の中には、「業界の取組について評価・提言を行う第三者機関の設置」、「ばちんこへの依存問題に詳しい専門医等の紹介」等、現在もその実現に向けて検討が進められているものもあると承知しています。

また、ばちんこへの依存問題については、平成27年6月、貴連合会が新基準に該当しない遊技機の設置比率に目標値を定め、業界を挙げて、こうした遊技機の撤去に努めているところであると承知しています。 昨年12月1日を期限に定められていた削減目標値については、営業所全体としては、その目標を達成できていない営業所が散見されたこと聞いています。規則改正に伴って都道府県公安委員会に多数寄せられている認定申請等の影響で、遊技機販売業者等による書類発行が遅れたことにより、やむを得ず、期限に間に合わなかった営業所もあると承知していますが、それでも期限に間に合わせた努力も行われたこととみられる営業所もあったこと聞いており、残念に感じております。

また、ばちんこへの依存問題のほか、遊技機の不正改造、賞品買取事犯、違法な広告宣伝・賞品提供等が後を絶たず、健全化を阻害する要因がまだ多く存在するということも事実であります。特にばちんこへの依存問題については、国会や報道等においても大きく取り上げられるなど、的確な対応を迅速に進める必要があります。 貴連合会を始め、業界の皆様におかれましては、業界が置かれている厳しい現状について危機意識を共有していただき、適切かつ着実に取組を進めていただきたいと思っております。 さて、本日はお時間をいただきましたので、年頭に当たりまして何点かお話をさせていただきます。 依存防止対策について

今回の規則改正により、改正規則が施行される本年9月1日以降は改正規則に適合しない遊技機は設置することができなくなりました。また、改正規則に規定される経過措置により、改正規則の施行後であっても、現行基準による認定を受けた遊技機又は検定を受けた型式に属する遊技機については、当該遊技機の認定又は検定の有効期間が満了するまでは、引き続き、営業所への設置が認められます。改正規則の施行日が間近に迫っていますので、規則改正に伴って、必要となる遊技機の入替等を適切に行っていたかどうか、お問い合わせいたします。

また、現在業界において、ばちんこへの依存防止に資する各種取組が進められていますが、今回の改正で営業所の管理者の業務に依存防止対策が追加されることにより、営業所で行われている各種の自主的な取組が管理者の業務として位置付けられることとなります。 営業所の管理者の皆様においては、

●ばちんこへの依存問題の電話相談機関であるリカバリサポート・ネットワークの営業所内外における周知 ●本人・家族申告によるアクセス制限の仕組みである、自己申告・家族申告プログラム等の導入 ●過度な遊技を行わないよう客に対する注意喚起の実施 ●18歳未満の者の営業所立入禁止の徹底 等のばちんこへの依存防止対策が各営業所において確実に実施されるようお願いいたします。 論点整理では、風営法施行規則等の改正に関するもの以外にも、また今述べた、今回の改正で管理者の業務に追加される依存防止対策にも関連する、

また、ばちんこ業界において、ばちんこへの依存防止対策に積極的に取り組んでいただいております。私も、少しでも大変心強く感じております。他方、論点整理に掲げられた課題の中には、「業界の取組について評価・提言を行う第三者機関の設置」、「ばちんこへの依存問題に詳しい専門医等の紹介」等、現在もその実現に向けて検討が進められているものもあると承知しています。

また、ばちんこへの依存問題については、平成27年6月、貴連合会が新基準に該当しない遊技機の設置比率に目標値を定め、業界を挙げて、こうした遊技機の撤去に努めているところであると承知しています。 昨年12月1日を期限に定められていた削減目標値については、営業所全体としては、その目標を達成できていない営業所が散見されたこと聞いています。規則改正に伴って都道府県公安委員会に多数寄せられている認定申請等の影響で、遊技機販売業者等による書類発行が遅れたことにより、やむを得ず、期限に間に合わなかった営業所もあると承知していますが、それでも期限に間に合わせた努力も行われたこととみられる営業所もあったこと聞いており、残念に感じております。